

第 3 回通常総会

【第 3 号議案】 2018年度役員の解任及び 2019 年度役員選任承認の件

NPO 法人フードバンク狛江定款第 13 条「選任等」及び第 15 条「任期」、第 21 条「総会の権能」により、役員任期満了に伴う 2018 年度役員解任及び下記の 2019 年度新役員承認を求めます。

記

2019 年度選任の承認を求める新役員 (五十音順)

理事	内山恵一	(新任)
理事	清水信之	(再任)
理事	霜村美千代	(再任)
理事	田中究	(再任)
理事	田中妙幸	(再任)
理事	林 有子	(新任)
理事	吉田 栄	(再任)
監事	岡村透純	(再任)
監事	河西のぶみ	(再任)

以上

第3号議案 定款「役員改選」関連資料 NPO 法人フードバンク狛江 定款

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) **事業報告及び決算**
- (5) **役員の選任及び解任**
- (6) 役員の職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 解散における残余財産の帰属
- (9) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
→**事業計画、予算(案)の議決**